## 上 「ニホンヒダンキョウ」に ノーベル平和賞を授与することを決定



2024年10月11日にノルウェー のノーベル委員会は、「現在進行 中の紛争では核兵器を使用する という脅迫がなされている | と いう背景を説明しつつ、日本語 で 「ニホンヒダンキョウ | と紹介 したうえで、「核兵器が二度と使 われてはならないことを、証言 を通じて身をもって示してきた| と受賞理由を述べた。多くの被 爆者は、これまで何度も受賞機 会を逃してきたので、今回は予 想すらしていませんでしたが、 歓喜と同時に、すでに亡くなら れた多くの被爆者のことを思い 起こしつつ「遅すぎた」という 複雑な思いを述べています。原 爆症認定をめぐる2000年7月の 松谷英子さんの最高裁判決を契 機として提訴された原爆症認定 集団訴訟を、2003年以降被爆 者とともにたたかってきた弁護 士として、受賞の背景のごく一 部を紹介します。

被爆者は報道管制が敷かれ被ばく実態が覆い隠されるなかで、10年を超える長期間にわたり見捨てられてきました。しかし被団協はビキニ事件から原水爆禁止世界大会につながる反核運動の高まりのなかで1956年8月に結成されました。被団協は大会宣言(世界への挨拶)のなかで「私たちは自らを救

うとともに、私たちの体験を

とおして人類の危機を救おう」 と述べています。このように被 団協は単なる原爆の犠牲者とい うだけではなく、原爆に抵抗す る運動を行う団体として結成さ れました。

被団協の国際活動は多面的に わたりとうてい紹介しきれませ んが、いくつか印象に残ったも のだけを紹介します。国際司法 裁判所(世界法廷)(ICJ)は1996年 7月に、「核兵器の威嚇・使用は 国際人道法に一般的に違反する| という勧告的意見を公表しまし たが、その公表にかかる運動に 被爆者は深くかかわっていまし た。また被団協はSSD(国連軍縮 特別総会)へ多数の代表団を派遣 していますが、SSDⅡで、被爆 者の山口仙二さんが自らのケロ イドの写真を掲げて「ノーモア ヒロシマ、ノーモアナガサキ、ノ ーモアヒバクシャ | と叫んだ演 説は、世界の人々に深い感銘を 与えました。

被爆者はその証言活動を通じて、核兵器の非人道性を世界の人々の共通認識とすることに成功しましたが、その意味で核兵器を絶対悪とし、「核のタブー」を国際規範化した「核兵器禁止条約」の採択にも大きく寄与しています。

ノーベル委員会が被団協の国内の運動まで視野に入れていた かは不明ですが、被爆者は「白 被爆者の裁判闘争の原点は、 若き松井康浩弁護士が中心に なった取り組み、NHKの「虎に 翼 | でも取りあげられた1963年 12月に下された「原爆裁判」の 判決です。判決は「広島・長崎 への原爆投下は国際法に違反す る と明言し、さらに「貧困な 被爆者行政にも疑問を投げかけ ています」。これも被爆者裁判 の原点ですが、孫振斗さんに対 し最高裁(岸、団藤コート)が下し た、在外被爆者に関する判決が あります。最高裁は「法は、戦 争遂行主体であった国が自らの 責任によりその救済を図るとい う一面をも有するものであり、 その点では実質的に国家補償的 配慮が制度の根底にあることは 否定できない」と判示しました。 この考え方はその後の在外被爆 者の裁判に引き継がれ、長期間 放置され続けた在外被爆者の問

題は、2015年9月の最高裁判 決で一つの決着を見ています。 先ほど紹介した原爆症認定を めぐる裁判、広島の「黒雨訴 訟」、長崎の「被爆体験者に関 する訴訟」、そして「ビキニ船 員訴訟」は現在でも最終的な 決着を見ていません。





提供元:日本被団協